

## 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)に定めるもののほか、保育所の施設及び設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可を受けた保育所本園(認可を受ける予定の保育所本園を含む。)及び保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日厚生省児発第302号)に定める保育所分園をいう。
- (2) 法人 市内で保育所を運営する法人(運営を予定する法人を含む。)をいう。
- (3) 施設整備 別表第1に掲げる整備をいう。
- (4) 設備整備 別表第2に掲げる整備をいう。

2 この要綱にいう保育所は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 児童福祉法第35条第4項の規定により設置されたもの又は設置するものであること。
- (2) 設備及び運営は、相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)の基準を満たしたものであること。
- (3) 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱(平成15年4月1日施行)に適合したものであること。
- (4) 建設に要する費用について財源措置が確実なものであること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる費用は、社会福祉法人(保育所建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含む。)、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人が行う次に掲げる事業費とする。

- (1) 施設整備費

- ア 本体工事費 施設整備に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用を含む主体工事費。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の6パーセントに相当する額を限度とする。)
  - イ 解体撤去工事費 保育所の改築(一部改築を除く。以下同じ。)に伴い、既存保育所の解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
  - ウ 仮施設整備工事費 保育所の改築に伴い、仮施設の設置に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
  - エ 増築工事費 保育所の増築に伴い必要な工事費又は工事請負費
  - オ 小規模修繕費 施設設備の修繕に要する費用
- (2) 設備整備費 設備整備に必要な需用費(消耗品費)、工事請負費又は保育を実施するために必要な備品購入費
- (3) その他事業費 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法人が建築物を借り上げて保育所を設置しているとき又は設置するときは、設置に必要な内装工事等の施設整備及び設備整備に係る費用に限り補助の対象とする。

(補助の協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、あらかじめ社会福祉施設施設整備及び設備整備協議書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、保育所本園整備の場合は別表第3、保育所分園整備の場合は別表第4に掲げる補助基準額の合計額と当該施設整備に要する費用の合計額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の決定を受けた法人が申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認)

第9条 法人は、補助金の交付決定の通知を受けた後、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金変更交付申請書(第4号様式)にその内容を証する書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は取り消すべきものと認めたときは、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の前金払等)

第10条 資金の都合等により、完成前に補助金の一部を必要とする法人は、第6条又は第9条に定める申請書に前金払等を必要とすることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の前金払等が必要と認めたときは、次の各号に掲げる基準により、2回に限り交付することができる。

(1) 前金払 本体工事費、仮設施設整備工事費、賃貸物件による保育所整備費及び設備整備費の補助額の3割を超えない範囲内とする。

(2) 部分払 施設整備費補助額に工事進捗率を乗じて得た額の9割を超えない範囲内とする。ただし、既に前号に定める前金払いを受けているときは、施設整備費補助額から補助金の前金払いの額を控除し、工事進捗率を乗じて得た額の9割を超えない範囲内とする。

(着手及び完成等の届出)

第11条 法人は、施設整備に係る工事に着手したときは、相模原市民間保育所施設整備及び設備整備補助事業着手届(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、工

事に着手した日から5日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
  - (2) 設計監督料に係る業務委託契約書等の写し
  - (3) 工程表(月別出来高状況を記載すること)
  - (4) 入札結果調書等の写し
- 2 法人は、第10条第2項第2号による部分払いを受けるときは、相模原市民間保育所施設整備事業進捗届(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書等の写し
  - (2) 工事進捗率のわかるもの
- 3 法人は、施設整備に係る工事が完成したときは、相模原市民間保育所施設整備事業完成届(第8号様式)に次に掲げる書類のうち整備区分ごとに必要な書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 精算額算出内訳書
  - (2) 事業実績書
  - (3) 工事仕様書
  - (4) 支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書
  - (5) 部屋別面積表(申請時と変更がない場合は省略できる。)
  - (6) 工事請負契約書の写し(仮施設整備に当たり賃貸借を行なった場合は、当該賃貸借契約書の写しを含む。)
  - (7) 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
  - (8) 建築工事完了引渡証明書の写し
  - (9) 建築工事完了を確認するに足りる建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項により交付された検査済証の写し
  - (10) 工事着手前、施工途中及び完成後の建物内外主要部分の写真
  - (11) 工事契約金額報告書(第9号様式)
- 4 法人は、設備整備に係る事業が完了したときは、相模原市民間保育所設備整備検収報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 精算額算出内訳書
  - (2) 事業実績書

(3) 契約書又は請書の写し

(4) 検収調書又はそれに代わるものの写し

(5) 納品書等の写し

(6) 1品目50万円以上の初度設備、改築に係る設備、非常通報装置設備及び大型遊具の写真

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた法人は、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付請求書(第11号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助金を受けた法人は、相模原市民間保育所施設整備及び設備整備補助事業実績報告書(第12号様式)に必要な書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定に基づき、法人が市長に提出する書類の部数は、国庫補助事業については2部、その他の事業については1部とする。

(財産の処分の制限)

第15条 法人は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、法人が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(帳簿の備付)

第16条 法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5か年間保存しておかなければならない。

(報告、検査等)

第17条 市長は、第3条に規定する補助の対象となる事業について報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は関係職員を法人の事務所、事業所等に立ち入らせ、補助事業等に係る帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第18条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項について事実と相違したとき。
- (3) その他不正行為があると認められるとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税仕入れ控除税額報告書(第13号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 保育所施設整備費補助要綱(昭和45年4月1日施行)
- (2) 保育所設備整備費補助要綱(昭和53年12月18日施行)
- (3) 民間保育所施設整備費補助金交付要綱(昭和57年4月1日施行)

(経過措置)

第3条 この要綱の施行前に、前項各号に掲げる要綱により補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に、前項施行期日に掲げる日以前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(相模原市民間保育所借入償還金補助金交付要綱の廃止)

2 相模原市民間保育所借入償還金補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の相模原市民間保育所借入償還金補助金交付要綱の規定により補助を受けている者の補助については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行前に、第1項に掲げる日以前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



別表第1(第2条関係)

整備区分	整備内容
創設	新たに保育所の建設を行うことをいう。
増築	既存保育所について、定員の増員を図るための整備を行うことをいう。
増改築	既存保育所について、定員の増員を図るための増築及び保育所の建て替え(一部建て替えを含む。)を行うことをいう。
改築	既存保育所について、定員の増員を図らずに保育所の建て替え(一部建て替えを含む。)を行うことをいう。
大規模修繕	既存保育所について、「次世代育成支援対策施設設備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612002号)により、主要構造部以外の外壁、内装等の修繕を行うことをいう。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する既存保育所について、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号)により、保育所の建て替え(一部建て替えを含む。)を行うことをいう。
小規模修繕	既存保育所について、国庫補助の採択外の事業として、外壁、内装等の修繕若しくは、保育に必要な什器設備等の修繕又は設置を行うことをいう。

別表第2(第2条関係)

整備区分	整備内容
初度設備整備	保育所の創設、増築又は増改築(増築部分のみを対象とする。)に伴って必要となる初度設備のうち、施設と一体的に整備され、かつ固定されるもの及び整備するに当たり施設の設計等に影響を及ぼすものの整備又は保育を実施するために必要な備品(単価が1万円以上のもので、消耗品を除く。)の購入を行うことをいう。
改築に係る設備整備	保育所の改築又は増改築(改築部分のみを対象とする。)に伴って必要となる設備の整備のうち、施設と一体的に整備され、かつ固定されるもの及び整備するに当たり施設の設計等に影響を及ぼすものの整備又は保育を実施するために必要な備品(単価が1万円以上のもので、消耗品を除く。)の購入を行うことをいう。
大型遊具整備	保育所の創設又は分園の設置に伴って必要となる大型遊具(屋外遊技場で活用する単価が10万円以上の遊具)の整備を行うことをいう。

別表第3(第5条関係)

本園整備

整備区分	定員区分	基準単価		補助基準額	補助率
本体工事	20人から 90人まで	1人当たり	2,345,000円	定員×基準単価	3/4
	91人から 120人まで	1人当たり	2,304,000円		
	121人以上	1人当たり	2,262,000円		
解体撤去工事	20人から 90人まで	1人当たり	123,000円		
	91人から 120人まで	1人当たり	111,000円		
	121人以上	1人当たり	111,000円		
仮施設整備工事	20人から 90人まで	1人当たり	329,000円		
	91人から 120人まで	1人当たり	308,000円		
	121人以上	1人当たり	288,000円		
賃貸物件による保育所整備	20人から 90人まで	1人当たり	411,000円		
	91人から 120人まで	1人当たり	360,000円		
	121人以上	1人当たり	308,000円		
初度設備整備	利用定員(増加分)	1人当たり	123,000円		
改築に係る設備整備	利用定員	1人当たり	61,000円		
大型遊具設備整備費	20人から 90人まで	4,628,000円		補助対象経費の実支出額 なお、1施設当たりの基準単価を上限とする	
	91人から 120人まで	5,142,000円			
	121人以上	5,657,000円			
増築工事	定員を増員するための工事を対象			45,000,000円を上限とする	2/3
小規模修繕費	外壁、内装、設備等の小規模な整備(1施設の総事業費は2,500,000円以上が対象)			7,500,000円を上限とする	
その他事業費	予算の範囲内で、市長が必要と認めた額				

※賃貸物件による保育所整備については、保育需要の多い地域等において保育所建設用地の確保が困難な場合とする。

別表第4(第5条関係)

分園整備

整備区分	定員区分 (本園+分園)	基準単価		補助基準額	補助率
本体工事	20人から 30人まで	1人当たり	1,563,000円	分園定員×基準 単価	3/4
	31人から 45人まで	1人当たり	1,193,000円		
	46人から 90人まで	1人当たり	1,028,000円		
	91人から 120人まで	1人当たり	987,000円		
	121人から 150人まで	1人当たり	946,000円		
	151人から 180人まで	1人当たり	925,000円		
	181人から 210人まで	1人当たり	905,000円		
	211人から 240人まで	1人当たり	884,000円		
	241人から 270人まで	1人当たり	864,000円		
	271人以上	1人当たり	843,000円		
初度設備整備	利用定員(増加分)	1人当たり	26,000円		
改築に係る設備整備	利用定員	1人当たり	13,000円		
大型遊具設備 整備費	20人から 90人まで		3,332,000円	補助対象経費の 実支出額 なお、1施設当 たりの基準単価 を上限とする	
	91人以上		4,762,000円		
分園設置に伴う本園整備費	分園を設置することにより、本園の改修等が必要となる場合			10,000,000円を 上限とする	2/3
閉園時現状復旧費	賃貸物件による分園を閉園する際に必要となる現状復旧費			閉園時の月額賃 借料×12月分	10/10

第1号様式(第4条関係)

社会福祉施設施設整備及び設備整備協議書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

印

(本人署名の場合は、押印省略可)

次のとおり社会福祉施設を整備したいので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第4条の規定により協議します。

1	施設の種類	
2	施設の名称、所在地及び設置主体	
3	法人認可等年月日	年 月 日 認可(設置)済・認可(設置)予定
4	施設認可年月日	年 月 日 認可済・認可予定
5	整備種別	一般整備・PFI方式(整備主体 )・貸与方式 (整備主体 )
6	整備区分	創設・増築・増改築・改築・民老・大規模修繕・小規模修繕・ 賃貸物件による創設・その他( )
7	老朽度・現存率	
8	継続事業	年度 %      年度 %      年度 %
9	用地の状況	所有・借地・買収予定      m <sup>2</sup> 危険区域指定 有・無
10	添付書類	(1) 補助額算出内訳書(別紙1) (2) 事業計画書(別紙2) (3) 位置図、配置図、平面図 (改築等の場合は、既存施設との関係を明らかにすること) (4) 部屋別面積表(別紙3) (5) 見積書 (6) 現況写真 (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

申請人 名 称

氏名又は代表者名

印

(本人署名の場合は、押印省略可)

年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 補助事業等の名称	
2 補助金等の名称	
3 申 請 金 額	円
4 添 付 書 類	<p>※ 施設整備に伴う補助金の交付を受けようとする場合</p> <p>(1) 理由書及び補助額算出内訳書(別紙1)</p> <p>(2) 事業計画書(別紙2)</p> <p>(3) 収支予算書(別紙4)</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>(5) 案内図、配置図、平面図及び立面図 (改築等の場合は、既存施設との関係を明らかにすること)</p> <p>(6) 工事仕様書</p> <p>(7) 工事費費目別内訳書</p> <p>(8) 部屋別面積表(別紙3)</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※ 設備整備に伴う補助金の交付を受けようとする場合</p> <p>(1) 理由書及び補助額算出内訳書(別紙1)</p> <p>(2) 事業計画書(別紙2)</p> <p>(3) 収支予算書(別紙4)</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>(5) 見積書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

第3号様式(第7条関係)

<p>年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付決定通知書</p> <p>相模原市指令(保育)第 号</p> <p>住所又は所在地 _____</p> <p>申請人 名称 _____</p> <p>氏名又は代表者名 _____</p> <p>年 月 日付け提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第7条の規定により通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>相模原市長 印</p>	
1 補助事業等の名称	
2 補助金等の名称	
3 交付金額	円
4 交付条件	<p>相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に定めるもののほか、次の条件を付する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
5 交付年月日	<p><input type="checkbox"/> 決算補助 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 予算補助</p>
6 交付に係る指示	<p>(1)</p> <p>(2)</p>

第4号様式(第9条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金変更交付申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

申請人 名 称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

年 月 日付け、相模原市指令(保育)第 号で交付決定のありました補助金について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 補助事業等の名称		
2 補助金等の名称		
3 変更の内容		
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更の理由		
6 変更申請額	円	※金額に変更がある場合に記入
7 既交付決定額	円	
8 差引交付申請額	円	
9 添付書類	※ 補助金額に変更がある場合 (1) 補助額算出内訳書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 工事仕様書 (5) 工事費費目別内訳書 ※その他 (1)	

第5号様式(第9条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金変更交付決定通知書

相模原市指令(保育)第 \_\_\_\_\_ 号

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

申請人 名 称 \_\_\_\_\_

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け提出のあった変更交付申請書については、次のとおり決定したので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第9条の規定により通知する。

年 月 日

相模原市長 印

1 補助事業等の名称	
2 補助金等の名称	
3 変更の内容	金額変更 ・ 廃止
4 交付金額	円
5 交付条件	<p style="text-align: center;">相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に定めるもののほか、次の条件を付する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
6 交付年月日	<input type="checkbox"/> 決算補助 _____ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 予算補助
7 交付に係る指示	<p>(1)</p> <p>(2)</p>



第6号様式(第11条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備及び設備整備補助事業着手届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

補助事業者 名 称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

次のとおり事業に着手したので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

1 補助事業等の名称	
2 補助事業等の施行場所	
3 着手年月日	年 月 日

届出どおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

印

第7号様式(第11条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備補助事業進捗届	
年 月 日	
相 模 原 市 長 あて	
住所又は所在地 _____	
補助事業者 名 称 _____	
氏名又は代表者名 _____ 印 (本人署名の場合は、押印省略可)	
次のとおり事業の進捗状況を届けます。	
1 補助事業の名称	
2 補助事業等の施行場所	
3 報告年月日	年 月 日現在
4 工事進捗率	%

完 成 検 査 調 書	
次のとおり進捗状況検査を終了しました。	
年 月 日	
検査員 職氏名	印
立会人 職氏名	印
検査意見 ..... .....	

第8号様式(第11条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備補助事業完成届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

補助事業者 名 称

氏名又は代表者名

印

(本人署名の場合は、押印省略可)

次のとおり事業を完成したので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

1 補助事業の名称	
2 補助事業等の施行場所	
3 完 成 年 月 日	年 月 日
4 添 付 書 類	(1) 精算額算出内訳書(別紙5) (2) 事業実績書(別紙6) (3)

完 成 検 査 調 書

次のとおり完成検査を終了しました。

年 月 日

検査員 職氏名

印

立会人 職氏名

印

検査意見

.....  
.....

第9号様式(第11条関係)

工事契約金額報告書

年 月 日

相模原市長 あて

住所又は所在地

補助事業者 名称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

住所又は所在地

施行業者 名称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

発注者補助事業者( )と請負者 ( )  
 は、工事に係る工事請負契約・設計監督料に係る業務委託契約を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金 額
工事請負契約 (設計監督料に係る業務委託契約)	年 月 日	金 円

(注)工事請負契約分及び設計監督料に係る業務委託契約分を別葉で提出すること。

第10号様式(第11条関係)

相模原市民間保育所設備整備検収報告書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

検収者 名 称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

次の製品は、規格・性能とも法人が発注したものと一致していることを検収したので、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

1 品名及び規格	
2 単 価	
3 数 量	
4 金 額	円
5 検収年月日	年 月 日

報告のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

印

第11号様式(第12条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付請求書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

請求人 名 称

氏名又は代表者名

印

年 月 日相模原市指令(保育)第 号により交付決定のありました件につき、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 補助事業等の名称	
2 補助金等の名称	
3 補助金等 交付決定通知額	円
4 既 交 付 額	円
5 今回交付請求額	円
6 未 交 付 額	円
7 添 付 書 類	(1) 補助金等交付決定通知書の写し (2) (3)

第12号様式(第13条関係)

年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助事業実績報告書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所又は所在地

補助事業者 名 称

氏名又は代表者名 印

(本人署名の場合は、押印省略可)

年 月 日相模原市指令(保育)第 号で交付決定を受けた補助事業等の実績を相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

1 補助事業等の名称及び施行場所	
2 補助金等の名称	
3 補 助 金 額	円
4 着 手 年 月 日	年 月 日
5 完 成 年 月 日	年 月 日
6 事業成果の説明	
7 添 付 書 類	(1) 領収書の写し (2) 事業決算書(別紙7)

第13号様式（第19条関係）

<p>年度 相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助事業消費税仕入控除税額報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>相模原市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 名称 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名又は代表者名 _____ 印</p>	
<p>年 月 日付け相模原市指令(保育)第 号により交付決定を受けた相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金に係る消費税仕入控除税額について、相模原市民間保育所施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱第19条の規定により報告します。</p>	
1 補助事業等名称及び施行場所	
2 補助金等の名称	
3 補助金額	円
4 消費税の申告有無	有 ・ 無
5 仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
6 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除額(要補助金返還額)	円
7 添付書類	(1)積算内訳書(確定申告書の写し等) (2)

- (注) 1 補助金返還相当額が無い場合であっても、報告すること  
 2 消費税の申告をしていない場合は、5～6は記入不要  
 3 仕入控除税額の計算方法が簡易課税の場合は、6は記入不要